

第4回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（議事概要）

日 時 平成30年10月24日（水）15：10～16：50

場 所 議事堂6階601特別委員会室

出席者 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員10名

資 料 第4回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会事項書

資料1 議会運営委員会県外調査の概要

資料2 他県議会における災害等緊急時の組織体制について

資料3 他団体における先行事例（抜粋）及び三重県議会指針（素案）

中嶋座長：只今から、第4回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を開催いたします。

本日は、災害等緊急時における議会としての組織や、業務継続計画、BCP等を整備する他団体の事例を報告するとともに、本県議会における行動指針の素案を正副座長から提示させていただき、検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではまず、他団体における先行事例及び三重県議会指針（素案）ですけれども、初めに資料1をご覧ください。資料1は前回の検討会の時にもお話をさせていただきましたが、本年度の議会運営委員会の県外調査を行った時に、千葉県議会及び静岡県議会について、どのような災害時の対応を議会として取っているかを聞き取った内容をまとめたものであります。続けて、資料2といたしまして、議会として災害時の組織を持っている他県議会の状況について取りまとめましたので、事務局から説明をしてもらいたいと思います。

（事務局 資料2 説明）

中嶋座長：ありがとうございました。他県の状況について、これから議論させていただき資料3の前提として、今ほかの県ではこういう状況であるということについてのご説明をさせていただいたところです。

静岡県については資料2の一覧にはないんですけども、特に災害に関する議会組織では作っておらず、代表者会議の申し合わせで震度5強以上があった場合には資料1にあるような体制をとるということと、実質的には設置する県と同じと考えていただいてよろしいかと思

います。とりあえずこのことについてご質問等ございませんでしょうか。

藤根委員：岐阜県であれば、災害対策委員会と協議会ということで二本立てになっていまして、実際に今年であれば台風で2、3度立ち上げのみであったとしても立ち上げられたということなんですが、二本立ての県と一本の県があるんですが、二本立ての県も同時に立ち上げられるのでしょうか、そこはわかりませんか。

西塔調整監：電話で聞き取り確認しましたところ、一応会議を開いたというわけではなくて、議員にファックスを送るなり、連絡を差し上げて、そういう形で設置をされた。そういうことをもって立ち上げと表現してみえるようです。それで、今ご質問のありました協議会だけなのか、それとも全議員さんにというところについては、ちょっとそこまでの確認は取れておらず、また確認させていただきたいと思います。全議員の会議を開いたというわけでもないですし、協議会として開いたというわけでもなく、県の方で災害対策本部を立ち上げましたので、自動的に協議会が設置されましたとか、委員会が設置されましたという事務的な立ち上げをされたと。そういう理解と考えます。

藤根委員：ありがとうございます。おそらく全員の会議と一部分の代表者による会議という形になっていますので、おそらくは同時に立ち上げられるのかなというふうに思うんですけども、ちょっと確認だけさせていただきました。

中嶋座長：岩手県が同じような二重構層でやっていますので、岩手県の事例を実際県外調査としても行くことになるので、どのような立ち上げ方を考えていらっしゃるのかというのは、一度確認をさせていただければなと思いますけれども、それでよろしいですかね。

藤根委員：はい。

中嶋座長：ありがとうございます。ほかにご質問等ございますか。

全 員：なし。

中嶋座長：それでは今日のメインのほうへいかせていただきます。資料3をご覧下さい。他団体のBCP、業務継続計画やマニュアルより主な項目を抜粋しまして、三重県議会としての指針素案を本日の議論のタキ台として、正副座長でご用意させていただきました。本日の検討会では、前半部分として の「目的」から の「議員の役割・機能」の4項目についての検討を行いまして、残りの の「議会の災害組織」から の「運用・見直し」までは、次回に分けて検討したいと考えてお

ります。検討に当たりましては、一項目ずつ他団体の事例を確認しながら、三重県議会としての素案を委員間討議により、ご協議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、資料3を見ていただきながら事務局から項目ごとに説明してもらいます。では目的から西塔調整監、ご説明をお願いします。

(事務局 目的 説明)

中嶋座長：ありがとうございます。文章としてはまだこなれていないところもあるかもしれませんが、それも含めてご意見等いただければと思います。如何でしょうか。

岡野委員：ぱっと見た感じよしいんじゃないかなと思いましたが。

田中委員：三重県の部分なんですけれども、発生確率が70%から80%というふうになっていますけど、南海トラフにしても、今後30年以内に起こるということですけど、ここら辺はまた随時、状況によって変えていくという理解でよしいんでしょうか。

中嶋座長：そうですね。今の時点で今後30年が10年後、20年後になるかもしれませんので、そういう意味では記述の仕方も含めてですけれども。

田中委員：また協議して変えていくという理解ですけど、勝手に変えるんじゃないくて、またこの検討会で寄って、また検討会名は変わるかもわかりませんが、それでよしいんですよ。そういう理解で。

中嶋座長：そうですね。最後の10項目目の「運用・見直し」というところが次回議論するところではあるんですが、その中で、記載内容については適宜見直していきたいという思いは持っておりまして、そういう意味ではアップデートは常にできるような状況にはあるかと思うんですけども、今の時点でここまで書く必要ないんじゃないかというご意見もあろうかと思しますので、どちらかという田中委員はアップデートしていくぐらいだったらそこまで細かく規定しなくていいという感じですか。

田中委員：そんな気がしました。

中嶋座長：ありがとうございます。そういう意見を承らせていただきます。

中村委員：これでいいとは思いますが、大津市あるいは岩手県なんかにも目的ということですので、議会として両方拳がっているんですが、やはりこういう災害が起こったときに、「迅速な意思決定」とか、ある

いは大津市の場合は「多様な市民ニーズの反映に資する」という、こういった表現。なぜ作るのかという根本的な大きな目標みたいなものが挙げられているので、こういうのを挙げておいたほうがいいのかという、そんな認識をしました。

中嶋座長：そうですね、ありがとうございます。

中森委員：今後30年以内の地震発生確率70から80%とされている中というのは、現在進行形、全体を言っている中で、「全国屈指の多雨地帯を抱えて」というのは、それと因果関係は違う話。「されていること」と「全国屈指の多雨地帯を抱える」ということが何か関係があるのかなと思ってしまっただけですけども、実は関係ないわけで、その辺ちょっと整理、文章の表現を少しもうちょっと。自然災害発生のリスクについてはいろいろあるわけです。その中、何か繋がっているような文章になっているので、それはそれ、これはこれかなというふうに思いましたもので。

中嶋座長：ありがとうございます。「されている中」というよりは「されているとともに」ということなんだということですね。

中森委員：「中」というのは非常に気になったもので。

中嶋座長：そうしましたら、いただいた意見を踏まえまして、「30年以内の地震発生確率70から80%」という具体的な今後見直しが想定されるような数字については割愛をさせていただいたほうがいいんじゃないかなというご意見。それから中村委員がおっしゃっていただいた、岩手県議会だとか大津市議会に書かれている、議会としてどのような機能を果たしていくだとか、指針を作っていくうえにおける目的の部分については、この大津市と岩手県を参考にしながら、議会の機能維持というところを中心に書き加えさせていただくというご意見。それと大規模災害発災のリスクが高いということと、多雨地帯を抱え自然災害の危険度も高いということとを並列にしてちゃんと書くようにということで、その辺りのところを見直すという前提で、文章の具体的な書きぶりについては正副に預けさせていただいてよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。ではそういったポイントで見直しをさせていただきたいと思います。では「目的」については以上とさせていただきます。次に「対象とする災害」についての説明を西塔調整監からしていただいて、また皆様のご意見をいただきたいと思いますので、説明をお願いします。

(事務局 対象とする災害 説明)

中嶋座長：ありがとうございます。ここでの議論のポイントなんですけれども、他県の議会との観点からいきますと、ポイントの一つ目が、まずは知事が災害対策本部を設置する、それは国民保護計画も含めてですけども、災害対策本部を設置することを前提とするか否かというのはまず一つ目のポイントです。つまり知事が作らなくても議会として作ることがあるかどうか。二つ目は設置する対象で、山形県のように地震のときをまず定めておいて、その他のことについては準用するというやり方か、岩手県のようにそれぞれ対象とする災害を具体的に、地震、津波、気象災害、うちはないと思いますが噴火、原子力災害、その他というふうな形で並列してやる方法ですね。対象とする災害をどこまで明確化するかということが二つ目のポイントですね。三つ目は、これは多分皆さん異論ないと思うんですが、自動設置ではなくて、議長の判断で設置するか否か、一つ目の話と絡んでくるんですけども、その辺り議長の判断で設置するか否かというところがまずあるのかなと。それについてご意見をいただきたいんですけども、まず知事が災害対策本部を設置することを前提に考えていくべきなのか、知事が災害対策本部を設置しなくても、3番目の話と絡むんですが、議長の意思で設置してもいいんじゃないかという意見。それはいずれですか、皆さんのご意見。

中村委員：知事がというよりか、執行機関がそれなりの危険性を察知してやっていく。それに対して我々議会としても、同じような形でやっていくということですから、知事部局が設定したときに自動的にやっていく、もちろん議長の判断によるわけですけども、合わせていく方が両輪うまくいくんじゃないかというふうに思いますね。議会だけ先に立ち上げても、じゃあ手足はどうなのとか、その辺もありますので、当然大きな災害のときには執行機関はしっかりと立ち上げるんじゃないかと思いますが。

中嶋座長：ありがとうございます。

野村委員：中村委員も言われるように、自分たちだけで立ち上げても本当に手足どうするのかなというのがあるので、やっぱりその辺りのところは両輪でやるべきかなというふうに思います。

中森委員：当然知事部局が立ち上げることは知事も必要として一応基準がある

と思いますけども、立ち上がったうえで議会として議長がどこまで準拠するかは別として、ある程度の基準を持って準じながら対応していくのが普通の対応だと思いますので。

中嶋座長：そこについては異論は特にございませんね。それを前提としつつ、議長の判断で設置するという点についても同意いただけると思うんですが、対象とする災害をどこまで明確にするのかというところについてのご意見を賜ればと思うんですが。

岡野委員：国民保護計画のが、いろいろえらいひとつずつ細かく書いてありますけど、一つにまとめるかということで、短い、大規模なテロ、この岩手県なんかは意外とすっきりしていますし、大規模火災というのも確かあったんじゃないかなと思います。ほかでも。それから感染症ももちろんこれはあると思いますし。だからそこら辺で、あまりにここを強調するんじゃなくて、もう少しほかの災害も入れるということで、ここの国民保護計画の部分についてはあっさりとして書いておいてはどうでしょうかと思いますけど。

津村委員：私も今の意見には賛成です。あまり細かくすればするほど逆に判断に困ることが多くなってくる可能性があるのかなとちょっと今思っています。例えば「多数の人を殺傷する特異性を有する物質等による攻撃が行われる事態」というと、拳銃ひとつでももちろん多数の人を殺傷することができますし、その都度議会でそういうふうな対応を考えるという点もまた難しいのかなと思いますので、岡野委員が言われたような形での、ある程度何と言うか、総括できるようなというか、まとめられるような意見のほうがいいのかなというふうには感じています。

野村委員：山形県の、これは地震の対象としてなっているんですけども、その後の書き方で、「津波の発生、台風、豪雨などによる風水害、ミサイル発射等…」というのはこのマニュアルに準じて対応するというような書き方がしてあるんですけども、こういうふうなので括るわけにはいかんのですかねというふうに思うんですけども。先ほど岡野委員が言われるようなことをそういうところで括ってしまうというのではいかんのですかね。

中嶋座長：議論のひとつとしてそういうやり方もあるじゃないかというのは一応提言させてもらっていますが、野村委員としてはそちらの方がいいんじゃないかという話ですか。

野村委員：どちらかという点とすっきりするという点で、いろいろと列挙するよりはその方がいいのかなというふうに思いますけど。

中村委員：今まで出たご意見に賛成なんですけど、僕も今まで気がつかなかったんですけど、この感染症というのほかの県を見てちょっと気づかされたということで、感染症とか、あるいは近々の台風が今まで伊勢湾台風クラスというか、最近あんまりないような、台風がずいぶん大きくなってきているということもあるので、そういったことに対する対応もしっかりと議会としていく必要があるのではないかなというふうに思わせていただきました。大規模な地震というイメージを今まで持っておったので、少しそういったところを。ですから枠の中に、国民保護計画のことがガバッと取っているけども、もうちょっと整理をしたらどうかというふうに思いました。

藤根委員：いくつかご意見出ていますけども、当然そういう事態があれば国民保護計画に基づいて行動というのが行われるんでしょうけども、やはり災害等緊急事態に対応するという検討会の趣旨からいっても、やはり、自然災害であったり、あるいは三重県でいえば地震への災害対応であったりというのを基本にしつつ、じゃあそのほかの対応についてはどうするんだというところに、やはり議長の判断で作るべきだというような形で持つて行くのがいいのかなというふうに思いますので、野村委員が言われていたような形で一括りにまとめていただく方法もあるかというふうに思いますし、大津市やあるいは岩手県のようなまとめ方もあるかなと思うんですが、もう少し整理していただいて、まとめていただくほうがいいんじゃないかというふうに思います。

中森委員：地震の場合6弱以上というのと5強以上とか、各県で分かれていますので、6弱以上を目安としながらも、5強以上については、その時ケースバイケースかなというふうな私のイメージを持っていますので、その辺ちょっと一応整理だけしておいた方が。全て5弱以上となると非常に頻度というか、しょっちゅうあることもありますので、そこは5弱以上でも大災害が発する場合もありますので、そこはちょっと皆さん方でご相談いただいて、もう6弱以上というとさすがにという気はしますけどね。私の個人的な意見は6弱以上は当然やと。5弱以上といっても必ずしもではないかなという気がします。そうしないとしょっちゅう5弱だとすぐとなりますので。それは災害がないのにこしたことはないんやけど、たびたびこのマニュアルを使うのはどうかという、頻度の問題ですね。予めこの指針にはある程度ルール化しておいたほうがいいかなという気がしました。

西塔調整監：今の現行の議会における大規模地震マニュアルにおきましては、

一応震度5弱以上からの対応が記載されております。例えば本会議を開催中に震度5弱の地震が起きました場合は一旦休憩をして継続するかどうかを諮るとか、切り分けとして、三重県議会としては震度5弱をスタートにして考えられていると。一方執行部におきましては、震度5弱になりますと、震度5弱から少し配備体制が変わってまいりまして、指定職員が登庁する。そして震度5強になりますと全職員が登庁するという形で、三重県の場合は震度5を基準にしまして、弱ですと指定の決められた人が出てくる。5強になると全職員が出てくると、そういう整理になっていますので、震度6のところも他県にはあるようですけれども、今の執行部としては震度5の弱か強かと、そういうところからスタートが始まっている形かと思えます。

中嶋座長：三重県の現状はそういうことになっていまして、山形県はご説明いただいたとおり、山形県は県の職員は震度6弱以上だと全職員で、震度5の場合は強であれ弱であれ指定職員という形みたいですね。それを現行の三重県マニュアルは5弱のときの対応から書かれているんですけども、という前提の元でご意見賜ればありがたいです。

中森委員：そのうえで、やっぱりそれは一応すでに決まっているマニュアルがあるわけですので、それを準用しながらそれに対する我々議会の指針を整理していくということではないかと思えますけども。最終的には議長の判断というのがありますので、一応おおよその目安は現在の現行のマニュアルである基準を基本に進めながらも、最終議長の判断で招集内容を決定するというでいいんじゃないですか。

岡野委員：私もそのようなことを思います。現行震度5でもうやっているわけですから、これを緩めるということはちょっとねと思えますので、知事と議長の判断というのがありますし、知事の災害対策本部というのもありますので、そこら辺で議長が判断なさったらいいんじゃないかなと思えますから、震度5で何回もということはないんじゃないかなと思えますが。

中嶋座長：ありがとうございます。そうしましたら現行マニュアルが震度5弱以上のときから書かれておりますので、5弱からを対象としつつ、岩手県のような書き方で、風水害も含めてそれぞれのパターンを記載するのか、山形県のように地震をメインにしながらほかの緊急事態については準用するという考え方でいくのかについては、ちょっと正副座長に預らせていただければよろしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：地震のことで申しますと、今逆にマニュアルって5弱以上しかなくて、前から副座長もおっしゃっていただいているような、例えば震度6弱とか6強とか、とてつもない地震が来たときのことの対応としては不十分な部分もありますので、対象となる災害というのは5弱以上としても、その被害だとかそういうことに応じて、今後議論する体制であったりとか、議会としての活動方針であったりとか、議員としての活動指針とかが若干変わってくる可能性があるという前提で考えていきたいと思いますので、まずは震度については現行マニュアルにある5弱以上ということで、その他対象とする災害のことについては岩手県方式ないしは山形県方式について正副座長に預らせていただきたいと思います。いずれにしても設置の必要性については議長が判断するというところをベースに考えていきたいと思いますので。

中森委員：もうひとつ、津波警報と大津波警報というのがあって、一応三重県の指針も一応それは決めていただいているわけですね。津波も。そういうことですね、確認だけ。

西塔調整監：今の現行マニュアルにおきましても、震度5弱に値するのが津波警報、そして震度5強に値するのが大津波警報と、そういう整理での地震マニュアルとなっております。

中森委員：わかりました。バランスということで認識を深めていただきたいと。

中嶋座長：よろしいですか。ありがとうございます。ちょっと預らせてもらう部分が多くて申し訳ないんですが。それでは「議会の役割・機能」について議論を進めていきたいと思います。引き続きご説明お願いします。

(事務局 議会の役割・機能 説明)

中嶋座長：ありがとうございます。基本的には岩手県に記載されております議会の役割・機能を書かせていただいておりますけれども、前提として通年議会を導入した三重県議会の考え方のところ、機動的な議会運営により緊急事態発生時においても議事、議決機関としての責務を果たすというふうなことも加えさせていただいております。これにつきましてご意見いただければと思うんですが如何ですか。

中村委員：三重県の場合各県でいいかなと思う部分をしっかり入れてもらってあるという感想です。例えば執行部が動き出したときに、それを言葉は変ですけども、邪魔しないというか、なるべく一緒に協力支援体制

をしていきたい、これをきちんと入れておくべきだというふうに思ったんですけど、入っているし。それから一番情報が錯綜する場合の窓口の一本化、これも入れていただいておりますし、それから要望活動ですね、これもあるんですが、ただ「市町議会との連携」って入れてもらってありますけれども、もうひとつ踏み込んで、果たしてうまく市町議会との連携がうまくいくかどうかというのは、もうひとつ踏み込んだ、事前にこれを作っていく段階でそれぞれの議会にもそういう意識を持っていただくと。災害が起こったときは、町議会の議長さんと県議会ときちんと連携が取れていくんだという、そういう意識付けみたいなものを仕組みとしているのではないかと、そんなことを感じました。

中嶋座長：ありがとうございます。ほかにご意見如何でしょうか。

中村委員：県議会の関係って 番のところに入って来るんですかね、地域の。市民、県民、地域の住民との関係は市町議員とかその辺になるんですけども、やはり我々のところに入ってくるのもそういったところとの関係というのを、どう表現するのか、ちょっとその辺を迷ったんですけど。

中嶋座長：この後議論していただきます、議員の役割・機能の中で、自分たちに近いところの住民、市民の話というのは出てくるのかなと。その集合体である議会としてというところが今の議論のところということでご理解賜ればというふうに思います。

中森委員：最後の丸二つ目ですけど、これはちょっと「県議会は」という主語ですので、途中の「国や市町議会との意見交換などを行う等」というのは、実際は現実的には、議会と市町議会との意見交換というのは、なかなか現実には難しいところです。議員としてすべき行いと、議会として行うべきものがあるので、例えば市長、首長さんとの意見交換もあるわけですので、ほかの「等」やからそれも入ってるかもわかりませんが、敢えてこれを入れない方がいろんな方策はもちろんいるでしょうけど、市町への災害対応への支援に努めることは重要なポイントですので、この辺、この例がちょっと厳しいところがあるかなという。「市町議会との意見交換」というのは、ちょっとまあ、それ以外の表現の方がいいのではないかとというふうに思いました。

倉本委員：一番最初の通年議会のところで、確かに通年議会で行っていることによっている議決事項とか、定例会で行っているところよりは早くことが運んでいくとは思いますが、それでもやっぱり通常の夕

イムスケジュールでいくと、会議をひとつずつやっていくと、やはり一週間とか時間がかかってくるので、それをさらにコンパクトにできるだけ、議事の日程等々もあるんでしょうが、非常時ですので、できる限りコンパクトにまとめて、場合によってはあまり必要がないというか、会議の手続きを少し簡略化をするとか、そういう取り組みのことも少し書き込めるといいのかなと思うのですが如何でしょうか。

中嶋座長：この検討会のこの方針の議論をした後に、議事の簡素化であったりとか、専決処分の拡大をどうしたらいいのだろうかという議論をすることもスケジュールに載せていますので、議論はしていくんですが、この指針の中に入れ込むかどうかですね。

倉本委員：書きぶりとしてもう一步入れ込んでおいた方がいいのかなという気がちょっとしたもんですから発言をさせていただきました。

中嶋座長：ありがとうございます。「速やかな」という部分ですよね。ほか如何でしょうか。ほかにございせんか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：そうしましたら、ありがとうございます。三つご意見いただきました。市町議会との関係づけのところ、これはちょっとうちの指針云々ではないのかも知れませんが、市町議会のほうにもそういう意識付けというか、そういったことも必要になるような記述になっているというご指摘。それと合わせてなんですけども、ここに書いてございます、「国や市町議会との意見交換を行うなど」という、支援をするということは必要だということはいいいんだけれども、具体的にどんなことをするのかということまで書き込む必要はないんじゃないかというご意見ですね。それと、倉本委員のほうから、議事議決機関としての責務を果たす場合の姿勢というか、速やかに災害復旧に繋がるような、議事議決機関としての責務を果たすというところの観点も書き加えるべきではないかというご意見をいただきましたので、その辺りを踏まえて正副座長のほうでこの部分、簡素化かつ書き加えということを進めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それでは今日の最後、四つ目でございます。「議員の役割・機能」のところについてお願いします。

(事務局 議員の役割・機能 説明)

中嶋座長：ありがとうございます。星印で議員としての行動規範ということを書かせていただいています。イメージとしては宮城県の議員活動における基本原則みたいな、人命第一が基本だということとか、総合的な判断の下で活動することが基本だとか、そういった、もう少しわかりやすいというか、こういうときはこういう考え方で動くんだということも入れればどうかということも今日はご議論いただきたいと思うんですが、基本的には岩手県バージョンを踏まえて今回の提案をさせていただきます。ご意見まず如何でしょうか。

中村委員：下から2番目の で、「議会としての活動がある場合には原則としてこれを優先し、地元での活動は慎む」ってこれだけやとちょっとわかりにくいというか、多分大混乱で道路も通れない、地域も崩壊している、こんな状況の中で、議会として集まって何々と言ってきても、災害受けたところの人ってそれどころじゃないので、まさにちょっと想像ができやんのですけど、地域からなかなか出られない状況もあったりするとか、それは別なんですよということなのか、あるいはこの辺をもうちょっとやっていかないと、全議員がこれを読んだときに、一体これは何がよくて何がいかんのやろという感じになっちゃうかな。何か想定したものがあるのであれば教えて欲しいと思います。

中嶋座長：宮城県の場合は但し書きで、被災地域等においてやむを得ない状況であればこの限りではないということが書いてあるんですが、うちの場合は書いていないので、何がなんでも来いという書き方になっているのがちょっといかがなものかというご意見と承ってよろしいでしょうか。

中村委員：どんなことを想定しているのかちょっとわかりにくいですね。

中嶋座長：一応考え方としては、議会としての活動を行えるような状況というのはある程度災害が起こった後、日数も経って落ち着いた状況なのかなという前提では考えておったんですけども、ただ、意外と局所的な被害があって、甚大な被害だけれども局所的であって、議会としては開催できるんだけど、被災をした地域の議員が来れないということは十分想定される場所でもありますので、そういう意味では、宮城県タイプの書き方をすべきかなということ、今ご指摘いただいて思ったところです。議会活動のあるときは、原則としてそれを優先というのは平時も一緒なんですけれども、非常時においても基本はそれでいいですということをまず確認させていただきたいんですが、もちろん但し書きは付けるという前提ですけども。基本的には但し

書きをちゃんと書いて、来られない場合のことは配慮するという前提で、この記述について特に中村委員としては問題があるというところまではいかないですか。

中村委員：そうですね。問題があるわけではないので。わかりにくかったなという感じです。

津村委員：細かいことになるんですけど、岩手県さんがそうなので、そのままなのかなと思うんですが、それぞれの書きぶりが何々に「努める」というのと、何々「する」というのと分かれていまして、その辺り統一したほうがいいのか、統一するものなのかどうなのかも含めて、「努める」というのと「提供する」とかっていうのは、ちょっとニュアンスが変わってくるのかなという気もしていまして。

中嶋座長：ありがとうございます。そうですね、ご指摘のとおり「努める」とした方がいわゆる努力して、極端に言うと努力しなくてもという意味ではないですけれども、どちらかと言うと、紋切り型の連絡体制を常時確保する、地域住民に提供するというのはマストに近い、しなければならぬというふうなイメージはあるんですけれども、その辺りのトーンですね。津村委員の観点からいくと、統一するのであればどちらかに統一したほうが。

津村委員：全て「努める」、まあ、その時その時の状況に応じて柔軟に対応すべきかなという気もしますので、「努める」の方がいいのかなと思います。

中森委員： 番だけはちょっと努めるようではいけないので、これはすると言いつつ切ったらいんですか。こんなん、やっぱりこれは基本の基本なので。 番だけは「確保する」と。ほかは「努める」でいいのではないかと思います。

中嶋座長：ほかご意見如何ですか。指針として今ご指摘いただいた、議会としての活動がある場合の優先のことについて、但し書きで「地域が被災している場合はこの限りではない」ということを入れると。それと、「する」、「努める」のところについては連絡体制の常時確保ということはするとしても、そのほかの議会・議員としての役割・機能の中のことについては「努める」ということで統一してはどうかと。

津村委員：ただあれですよ、大きなポイントのひとつとして、例えば個別に執行部と要請は行わないようにするというのは議員みんなで押さえていかなあかんポイントなので、そこも「努める」と言ってしまうとやっぱり、みんな個別にやり出したら困るなという気もしますので、それは「慎む」かなという気は、ちょっと思います。ごめんなさい、ち

よっと何かあっちこっちいきますけど。

中嶋座長：いえいえ、ありがとうございます。そうしますと連絡体制の確保と個別に執行部へ要請等行うことを慎むことについては、「する」ということで、そのほかのことについては一応「努める」という規定でどうかというご意見と承らせていただきます。

田中委員： の下から二つ目のところなんですけれども、先ほども意見出ておりますけれども、「地元での活動は慎む」とあるんですけれど、「慎む」ってちょっとこれすごく違和感があるんですけれども、何としても地元の活動をせなあかんとときがあると思いますので、これをちょっと削除していただくか、もう少し柔らかくならんかなと思うんですけれども。

中嶋座長：表現ですかね。宮城県で書かれているような、「ただし被災地域等においてやむを得ない状況である場合はこの限りではない」というところに挟めるというところで。

田中委員：違和感を感じながら地元で活動はしにくいので。

中嶋座長：表現の仕方として宮城県の記述の方法でさせていただくということで。ありがとうございます。ほか如何でしょうかね。

全 員：意見なし。

中嶋座長：こういう議員の役割・機能というものを入れた中で、この宮城県にありますような議員における基本原則とかですね、あと、事例は違うのかも知れませんが、三重県の経営方針の中で、最後に職員の業務遂行に当たっての行動指針5つの心得というのがありまして、心得としては、県職員の場合ですと、これは平時の話ですが、「目線を変える」とか、「そもそもの目的や大義と実感される成果を常に意識しろ」とか、「現場とスピード感を重視せよ」とか、そういった心構え的なこともわかりやすく書いておるんですけれども、そういった議員としての行動規範というか心得というか、災害発災時のですね、それをわかりやすく書いてはどうかという意見もあるんですけれども、それについては如何でしょうかね。無駄だからいらないということであればそれでいいですし、作ったほうがわかりやすいという、それについてちょっとご意見いただきたいんですけど。具体的には行動規範ってお見せしていないので、こういうものをいるかどうかというところの議論を今日聞かせていただきたいんですけど、ご意見を。イメージできますか。

野村委員：例えば 番にありましたように、人命を第一に基本とするとかというのを、そういうのを5本ぐらい入れるということですか。

中嶋座長：そうですね。まずは自らの命、「人命第一」。次に「被災地の情報収

集」とかですね、「集めた情報は議会に」とか。そういう実際に我々議員として行動するときにはずらずら字が書いてあるよりはポイントポイントの、一言一言で書いてあるマニュアル的なものというイメージでもあるんですけども、そういったものがあつた方がいいかどうかというところで。

野村委員：僕はそれなら今言われるように、よく基本的に人命第一とか、その辺りのところを明確にしておいてもらった方がいいのかなと。それとか連絡することとかですね、そういうのはいいかなというふうに思いますけども。入れてわかり易くやってもらう方がいいかなと。ずらずら書いてあるよりはその方がわかり易いと思いますけども。

中村委員：どんな形で、 とありますけど、規範として別のところへパソコンと入れるという、そういうことですか。それとも何処かへ入ってくるとか、挙げ方というか。別枠でそれはそれで、規範として。

中嶋座長：基本的には議員の役割・機能の中からはなると思うんですけど、それがずらずらと今回出来上がる指針ってけっこう厚いものになるかも知れませんが、今、大規模地震対応マニュアルって携帯版って議員に渡されているものがあります。小さく折りたためるやつですね。この中に書かれるようなものというイメージを持っていただけたらどうかかなと。それは当然、指針の中にも書かれるんですけども、使い方としては携帯マニュアルというものが多分必要になってくるかと思えますので、その中に書かれて、このずらずら書いた議員の役割・機能というものは携帯バージョンには書かれないという、そういうイメージで考えていただければと思うんですが、そういう意味で作ってはどうかかなという提案なんです。一度案を作らせていただいて、それで必要性の有無について議論させていただくということで、これについてもちょっと預らせていただくということで進めさせていただきたいと思えます。

岡野委員：例えば規範の部分を四角で囲んで、議員の役割・機能の下に付ける、そんな感じですか。規範と書いて。

中嶋座長：指針の出来上がりの中ではそういう形になるかも知れません。

岡野委員：明確にしておく。

中嶋座長：そうですね。指針としては議員の役割・機能としてこの 印で書いた、今日ご議論いただいた内容がずらずらずらと文字として並んでくると思うんですが、その下に心得みたいな感じで書かれるイメージは持っているんですけども。

岡野委員：わかりました。

中嶋座長：ちょっと一回検討させてもらってもいいですかね。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。今日のところは から までということ
でございますので、今日のところは以上とさせていただきたいと思いま
すが全体を通じて何かございますでしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：それでは本日分の指針素案の協議については終わらせていただきま
す。最後にその他としまして、次回の日程について確認をさせていただ
きたいと思えます。次回は11月14日水曜日、この日は予算決算
の採決日がございます、議運があるんですけども、全て終わって午
後1時から始められるかなという感じなんです、午後1時から開催
するというところでよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：それでは、そのようにさせていただきます。本日も協議いただく事
項は以上となりますが、ほかに何かございますでしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それでは本日の会議は終了いたしますけれ
ども、委員協議をさせていただくことがありますので、今しばらくお
願いします。以上で検討会を終了させていただきます。